

令和 8 年 5 月 1 3 日
産業・人権環境常任委員会資料
産業観光部文化スポーツ課

宇治市文化会館及び宇治市巨椋ふれあい運動ひろばの
指定管理者の選定方法等について

本年度末で指定期間が終了する下記の施設につきまして、令和 9 年度からの指定管理者を新たに指定するにあたり、4 月 2 3 日開催の指定管理者候補者選定委員会からの意見を踏まえて、公募・非公募の選定方法等を検討いたしました結果、以下のとおりとし、選定を行うことを決定しましたので報告いたします。

1. 宇治市文化会館

| | |
|---------------------------|---|
| 現在の 指定管理者 | アクティオ株式会社 |
| 公募・非公募 | |
| 公募 | <p>理由</p> <p>令和 4 年度より公募による選定を行い、現指定管理者となったことで、そのノウハウを活かした管理運営や、良質な幅広い文化芸術に触れる機会を市民に提供する取組をはじめとする、施設の魅力向上に繋がる優れたサービスが提供されており、引き続き公募により広く民間事業者間の競争性が生まれる環境を維持することで、更なる市民サービスの向上を図る。</p> |
| 指定期間 | |
| 3 年 | <p>令和 9 年度～令和 1 1 年度</p> <p>※令和 1 2 年度より施設長寿命化のための大規模改修を予定しており、長期間の休館期間を伴う可能性があるため、指定期間を 3 年(令和 9 年度～令和 1 1 年度)として公募を行う。</p> |
| 利用料金制度 | |
| 導入有 | <p>理由</p> <p>指定管理者のインセンティブを高め、民間のノウハウを活かした経営努力により、利用者数等の増加による管理運営経費の削減とサービスの質の向上を図ることができる。</p> |
| 委員会意見 | |
| 公募及び利用料金制度を導入する理由は妥当と考える。 | |

2. 宇治市巨椋ふれあい運動ひろば

| | |
|---------------------------|---|
| 現在の 指定管理者 | 公益財団法人 宇治市公園公社 |
| 指定単位 | 上記施設と黄檗公園・西宇治公園・東山公園の計4施設を一括して指定する。 |
| 公募・非公募 | |
| 公募 | <p>理由</p> <p>令和4年度に公募による選定を行い、競争環境下においたことで、現指定管理者のノウハウを活かした適切な管理運営や、利用者に対する丁寧な対応、地域で活動する団体との連携、集客や収入の向上に資する創意工夫を凝らした施設運営につながっている。</p> <p>引き続き公募を行うことで生まれる競争環境を維持することで、市民サービスの維持・向上を図る。</p> |
| 指定期間 | |
| 5年 | 令和9年度～令和13年度 |
| 利用料金制度 | |
| 導入有 | <p>理由</p> <p>令和4年度より利用料金制度を導入してインセンティブが付与されたことにより、創意工夫で利用時間等の増加に繋がっており、今後も同様に期待できるため。</p> |
| 委員会意見 | |
| 公募及び利用料金制度を導入する理由は妥当と考える。 | |

3. 今後の予定

- 6月下旬 第2回宇治市指定管理者候補者選定委員会
(募集要項、評価基準等の検討)
- 7月 募集要項等の公表
- 9月中旬 応募締め切り
- 10月 第3回宇治市指定管理者候補者選定委員会
(プレゼンテーション、提案審査)
- 12月 指定管理者指定議案の提出